

平成 24 年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 森 公 高 殿

平成 25 年 6 月 14 日
品質管理審議会
審議会長 藤 沼 亜 起

当審議会は、会則第 137 条の 2 第 3 項第一号に基づき、品質管理委員会から平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において、適切に運営されているかどうかについて検討・評価を行った。

その結果、品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、その成果を挙げていると認められるが、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項 1. 「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」の確実な実行

当審議会の昨年 6 月 6 日付け「平成 23 年度品質管理委員会活動に関する勧告書」において、「(品質管理レビュー制度の) これまでの実績を総括し、公認会計士の使命であるパブリック・インタレスト(公益)の擁護の観点から今後の品質管理レビューの方向性を再検討すべき時期ではないかと考える。自主規制の要である本制度の更なる充実を図るために、外部の有識者を交えた建設的な議論の場を設けることを検討されたい。」との勧告を行ったが、これに対し、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、役員及び品質管理委員会関係者（会員外の学識経験者 1 名を含む。）による「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」を組成し、検討を行ってきた。平成 25 年度には上場会社監査事務所登録制度の機能強化に向けて会則・規則等の改正の論議が始まると期待している。改正案の策定に当たっては、「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」からの「提言」を具体化するとともに、資本市場関係者を含む外部からも広く意見を求めることにより、監査制度の、ひいては資本市場の社会からの信頼の一層の向上を図るよう努められたい。

勧告事項 2. 上場会社監査事務所登録制度に関する開示情報の充実と利便性の向上

上場申請会社及び既上場会社が監査人を選任するに当たり、協会の上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所であることが、証券取引所の上場規程等において要件とされたことから、今後、上場会社監査事務所名簿等を掲載している協会の

ウェブサイトの閲覧の増加が見込まれ、開示の内容が注目されることが予想される。このため、開示情報のなお一層の充実が期待される。平成 24 年 10 月 1 日から会則・規則等の改正に合わせ、ウェブサイトの開示内容を整備・充実させ、また、平成 25 年 4 月には、登録名簿閲覧者の利便性の一層の向上を図ってきているが、開示する情報の範囲や内容について利用者の立場に立った更なる検討が必要である。継続的に開示情報の充実と利便性の向上を図りたい。

勧告事項 3. 監査事務所の品質管理体制の整備に関する対応状況の確認

(1) 新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書等への対応状況の確認

平成 24 年 4 月 1 日以降開始した事業年度の監査から、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書等（以下「クレンジ版報告書」という。）が全面的に適用されている。平成 25 年度の品質管理レビューでは、クレンジ版報告書への適用状況を確認し、当該報告書の順守に関して適切な指導を実施されたい。

また、「監査における不正リスク対応基準」が設定され、監査現場ではその対応が始まり、監査業界として適切な対応が資本市場関係者から期待されているところである。クレンジ版報告書も同基準の設定に沿った改正がなされている。個別の監査業務の品質管理レビューとしては、平成 26 年度からのレビュー事項となるが、平成 25 年度においても監査事務所の同基準の理解と対応状況を確認し、不十分な点があれば、同基準の内容を指導されたい。

(2) 指定国際会計基準（IFRS）への対応

IFRS を任意適用している上場会社は、今後、増加することが見込まれることから、IFRS を適用して連結財務諸表を開示している上場会社用のレビューツール（QCP450）の改訂を適時適切に準備されたい。また、これから IFRS の適用を予定している上場会社を監査している監査事務所の参考に資することも考慮してレビューツールを改訂し、公表されたい。

(3) 報酬依存度のセーフガードへの適用状況の確認

「独立性に関する指針」では、監査事務所の報酬に関して、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が 2 期連続して 15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成 25 年度の品質管理レビューでは、セーフガードが必要な監査事務所については当該セーフガードの適用状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導を実施されたい。

以 上